

■知事・道議選挙

投票日：4月12日（日）

期日前投票は、3/27（金）～4/11（土）

※4/3（金）までは道議の投票はできません

投票できる人

- ①日本国民であること
- ②年齢20年以上の者（4月12日現在）
- ③引き続き3か月以上同一市町村の区域内に住所を有する者
※現在の住所で3か月に達しなくても、その前に住んでいた道内の市町村に3か月以上居住していれば前の市町村において選挙権があります。
- ④次の欠格者に該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は受けることなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）
 - イ 選挙犯罪により選挙権及び被選挙権を有しない者

■町長・町議選挙

投票日：4月26日（日）

期日前投票は、4/22（水）～4/25（土）

投票できる人

- ①日本国民であること
- ②年齢20年以上の者（4月26日現在）
- ③引き続き3か月以上沼田町区域内に住所を有する者
- ④欠格者に該当しない者（知事・道議の④と同じ）
※投票日当日すでに沼田町から転出された方は投票できません

投票の場所と時間（選挙当日）

投票区	投票所	開始時間	終了時間
第1投票区	健康福祉総合センター	午前7時	午後7時
第2投票区	沼田小学校	午前7時	午後7時
第3投票区	共成地区活性化センター	午前7時	午後6時
第4投票区	高穂地区コミュニティセンター	午前7時	午後6時
第5投票区	北竜地区活性化センター	午前7時	午後6時
第6投票区	恵比島地区活性化センター	午前7時	午後6時

※期日前投票は、健康福祉総合センター1階（ミーティングルーム）で行います。
（8：30～20：00）

■お問い合わせ先

沼田町選挙管理委員会 ☎ 35-1466（直通）

☎ 35-2111（内線318・319）

選挙へ行こう！ （地方統一選挙）

今年、地方統一選挙の年です。候補者の主義や主張をよく見極めて大切な一票を棄権することなく、進んで投票に行きましょう。

